

亀山市告示第75号

亀山市固定資産関係帳簿縦覧要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市固定資産関係帳簿縦覧要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第416条に規定する土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿等(以下これらを「固定資産関係帳簿」という。)の縦覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の場所、期間及び時間)

第2条 縦覧の場所は、亀山市財務部税務室とする。

2 縦覧の期間は、毎年4月1日から当該年度の固定資産税の最初の納期限の日までとする。

3 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧に供しない日)

第3条 縦覧に供しない日は、亀山市の休日を定める条例(平成17年亀山市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日とする。

2 市長は、固定資産関係帳簿の整理その他必要があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に縦覧に供しない日を設けることができる。

(縦覧に供する帳簿等)

第4条 市長は、法第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するものとする。

2 市長は、別表の左欄に掲げる帳簿について、同表の中欄に掲げる者に対し縦覧に供するものとし、これらの者が縦覧をしようとする場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を市長に提出しな

なければならない。

(縦覧する者の遵守事項)

第 5 条 縦覧する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 固定資産関係帳簿の写真撮影及び複写を行わないこと。
- (2) 縦覧場所においては静粛にし、他の者に迷惑又は不快感を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 固定資産関係帳簿を無断で縦覧場所以外の場所に持ち出さないこと。
- (4) 固定資産関係帳簿を丁寧に扱い、これらを汚損し、又は破損しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(縦覧の停止及び禁止)

第 6 条 市長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対しては、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

縦覧に供する帳簿	縦覧に供する者	提出書類
土地価格等縦覧帳簿	市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者	亀山市固定資産関係帳簿縦覧申請書（別記様式。以下「縦覧申請書」という。）
	当該納税者と同世帯の親族	
	当該納税者の納税管理人	
	当該納税者から委任を受けた者	縦覧申請書及び当該納税者からの委任状
家屋価格等縦覧帳簿	市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者	縦覧申請書
	当該納税者と同世帯の親族	
	当該納税者の納税管理人	
	当該納税者から委任を受けた者	縦覧申請書及び当該納税者からの委任状

別記様式（第4条関係）

亀山市固定資産関係帳簿縦覧申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所
氏名

次の帳簿の縦覧を申請します。

- ・ 年度土地価格等縦覧帳簿
- ・ 年度家屋価格等縦覧帳簿

< 縦覧を希望する土地・家屋の所在地 >

亀山市